

児童手当の申請・現況届について

【支給対象】

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

【支給額】

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

【支給時期】

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

潮来市は10日が支払日です。

【現況届】

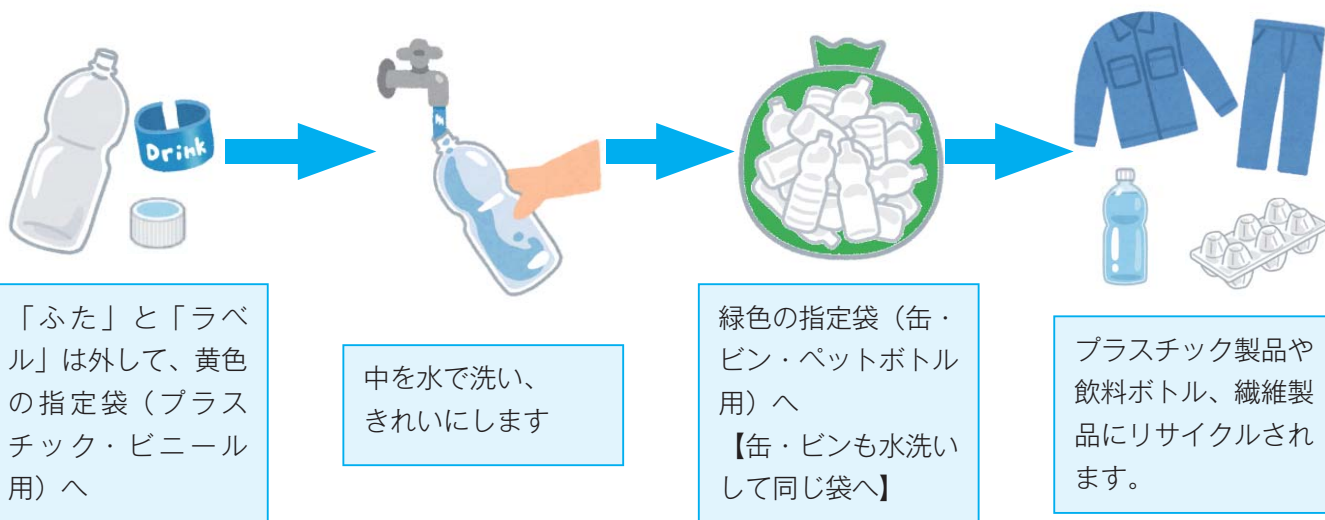
続けて手当を受ける場合、毎年6月に現況届が必要です（現況届は対象の世帯に6月中旬に郵送しています）。忘れずに提出してください。提出がない場合、6月分以降の児童手当が受けられなくなります。

【お問合せ】 子育て支援課 ☎63-1111 内線388

ペットボトルの分別に、ご協力おねがいします

分別のしかたを、もう一度ご確認ください。

正しく分けることによって、リサイクルされて生まれ変わります！



【お問合せ】 施設管理センター ☎64-5050